

電子申請（雇用保険関係手続）をご検討中の事業主の皆さまへ

# 電子申請がさらに利用しやすくなります

## 電子申請の利用が可能な手続

雇用保険関係手続では、「雇用保険被保険者資格取得届」「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）」「高年齢雇用継続基本給付金の申請」などを含むほとんどの手続について電子申請が利用できます。

行政手続案内 e-Gov

検索

## 電子申請利用促進のための措置

### 電子証明書の取扱いを見直します

電子申請の利用には、事業主は電子証明書を取得する必要がありますが、電子申請の利用促進の観点から次の見直しを行います。

- ① 電子証明書を取得していない法人事業主については、**事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書**でも利用が可能です。（平成27年1月1日実施済）
- ② 事業主が同一企業内に属する責任のある方（労務室長など）の電子証明書を利用する旨の届出書を添付することにより、**事業主が指定した方の個人の公的個人認証サービスの電子証明書**の利用が可能となります。（平成27年7月1日実施予定）

### 一括申請の利便性が向上しました

雇用保険の資格取得届・資格喪失届などの届出は、事業所ごとに管轄のハローワークに提出することになっていましたが、電子申請の「一括申請」※機能を利用することで、本社などが各事業所の手続をまとめて電子申請することが可能です。

※ 一括申請の機能に対応したソフトウェアを導入する必要があります。  
詳しくは、e-Govのホームページをご確認ください。

e-Gov 一括

検索

### 一括申請のイメージ（雇用保険被保険者資格取得届の例）

本社や支店ごとの  
申請データを作成



事業主（本社）



複数の申請データを  
ZIPファイルでまとめて申請



各ハローワークに  
自動的に振り分け



e-Gov



本社管轄ハローワーク



A支社管轄ハローワーク

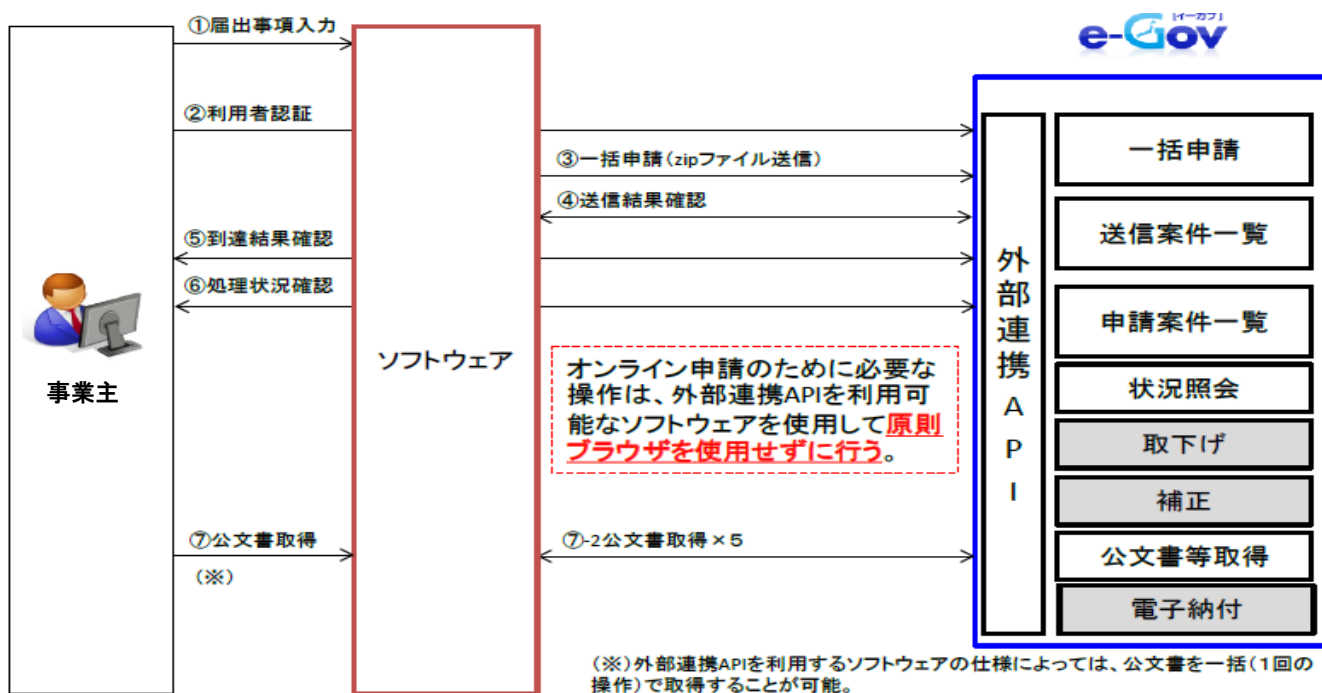


B支社管轄ハローワーク

また、e-Gov電子申請システムでは、市販の給与計算ソフトウェアや自社開発のソフトウェアとの直接接続が可能となるよう、「外部連携API（裏面参照）」の仕様を公開しました（平成26年10月）。今後は、市販ソフトウェアが「外部連携API」を利用することで、これまで1件ずつ操作が必須となっていた手続所管府省が発行する公文書の取得などについて、一括取得の実現などが可能となります。



## 今後の一括申請のイメージ



### ■外部連携APIとは (API : Application Programming Interface)

e-Gov電子申請システムが持つ主要機能を、外部のソフトウェアなどがインターネット経由で直接接続し、利用可能にするためのインターフェース。

・外部連携APIの仕様 [http://www.egov.go.jp/shinsei/interface\\_api/index.html](http://www.egov.go.jp/shinsei/interface_api/index.html)

外部連携APIの仕様

検索

## グループ申請

e-Gov電子申請システムの機能として、「**申請・届出パック (グループ申請)**」があります。この機能を使うと、複数の申請・届出手续を、あらかじめ「パッケージング」して、それぞれの申請・届出様式の記載項目の重複入力を省き、効率よく申請・届出書の作成を行うことができます。

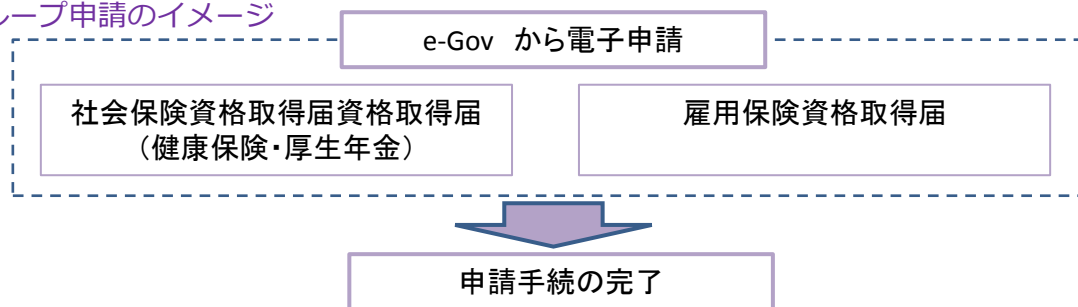
※例えば、事業所を設置した時などに必要な労働保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の手续などをまとめて行うことができます。また、従業員を雇入れた場合や退職した場合にも、同様にまとめて手続を行うことができます。

・グループ申請 <http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

グループ申請

検索

### グループ申請のイメージ



## 照合省略の推進

電子申請の利用促進の観点から、電子申請を利用する場合に限り、照合省略の認可を受けることで、雇用保険関係手続のほぼすべての手続の添付書類 (賃金台帳など) の省略が可能になります。

※離職理由を確認するための書類は省略できません。